

計画の推進

■市民参加の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市民と行政の深い相互理解が重要となります。そのため、地域福祉計画・地域福祉活動計画、地域福祉に関する情報を広報紙や市ホームページなど多様な媒体を通じて広く市民への周知を図ります。

また、本計画の進行状況については、公募市民を委員に含む坂戸市地域福祉計画審議会に定期的に報告し、その進行を管理していきます。

■庁内の推進体制

本計画を通じた地域生活課題を抱える市民への包括的支援を効果的に推進するため、福祉、保健を含む庁内の部局を横断的につないだ地域福祉計画庁内策定・推進会議において情報共有と計画の進行状況の報告・管理を行っていきます。

■社会福祉協議会の推進体制

坂戸市社会福祉協議会においては、社会福祉協議会内に設置している「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会」において具体的な施策の進行管理を行っていきます。

■計画の公表

本計画及び計画の進捗状況については、広報紙や市のホームページ等においてその内容を公表し、幅広く周知をしていきます。

坂戸市地域福祉計画(第3期)・ 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)

令和2年3月発行

発行:坂戸市・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

編集:坂戸市福祉総務課・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

■坂戸市役所

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL:049-283-1331(代表)

HP: <https://www.city.sakado.lg.jp/>

■社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

〒350-0212 埼玉県坂戸市石井2327番地6

TEL:049-283-1597

HP: <http://sakadoshakyou.jp/>



坂戸市地域福祉計画(第3期)・

坂戸市社会福祉協議会 地域福祉活動計画(第3期)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

概要版

基本
理念

みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる
支え合いのまち さかど

「令和」の時代を迎え、人生100年時代を見据えた地域づくりが重要となっています。しかし、超高齢社会となって久しい我が国では、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、地域で若者や核家族世帯との間で世代の二極化と人と人のつながりの希薄化が浮き彫りにされています。

本市においては、平成27(2015)年3月に、坂戸市社会福祉協議会と連携・協働し、坂戸市地域福祉計画(第2期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第2期)を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

しかしながら、高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援、災害対応のあり方など、新たに認識された課題に加え、課題を受け止める総合的な窓口の必要性、課題解決のための総合的な支援体制の構築など、取り組むべき事項が増加しています。

そこで、これらの課題への対応や取り組むべき事項を取り込み、本市の地域福祉を更に推進するため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする、坂戸市地域福祉計画(第3期)・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)を策定しました。

坂戸市・坂戸市社会福祉協議会



地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1 コミュニティの活性化

安心して住みよい地域をつくれます

(1) 地域活動への住民参加の促進

市の取組	◆自治組織への加入促進 ◆住民自治組織に対する運営費等交付金の交付 ◆市民との協働による公園管理の実施 ◆地域の支え合いの組織づくり
社会福祉協議会の取組	◆福祉委員制度の再構築

(2) 集いの場の充実

市の取組	◆児童センターにおける「ママのつどい」等の事業の実施 ◆子育てサロン、子育てサークルへの支援の実施 ◆高齢者の居場所として介護予防自主グループへの支援 など
社会福祉協議会の取組	◆ふれあい・いきいきサロン推進事業 ◆ボランティアサロンの実施

基本目標2 サービス基盤の整備

必要な支援がいつでも受けられるようにします

(1) 相談体制の充実

市の取組	◆DV等への相談体制の充実 ◆ひきこもり問題への相談体制の充実 ◆児童相談事業の運営、充実 ◆成年後見制度の利用促進 など
社会福祉協議会の取組	◆相談所・相談窓口の充実

(2) 地域福祉サービスの充実

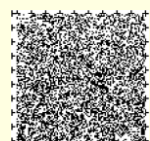
市の取組	◆民生委員・児童委員活動への支援 ◆高齢者の在宅福祉サービスの利用促進 ◆障害福祉サービスの利用促進 ◆子ども・子育て支援サービスの推進 など
社会福祉協議会の取組	◆福祉サービス利用援助事業の実施 ◆法人後見事業の実施 ◆福祉機器貸出の充実 ◆ふれあいサービスの充実

(3) 生活困窮者対策の推進

市の取組	◆生活困窮者に対する自立支援
社会福祉協議会の取組	◆生活困窮者への自立支援

(4) 福祉事業者との連携

市の取組	◆福祉サービス事業者などとの連携強化 ◆社会福祉法人、福祉サービス事業者の指導 監査 ◆社会福祉法人が行う地域における公益的な取組の推進
社会福祉協議会の取組	◆福祉関係団体連絡会議の推進



基本目標3 支え合いの仕組みづくり

ボランティア活動が活発に行えるようにします

(1) 地域を担う人材の育成

市の取組	◆自分の得意分野における活動の企画、呼びかけ
社会福祉協議会の取組	◆地域福祉講座等の開催 ◆福祉教育・ボランティア学習研修会の実施 など

(2) 地域ネットワークの強化

市の取組	◆坂戸市見守りネットワークの充実 ◆民生委員・児童委員による見守り活動の支援 ◆いのち支える自殺対策計画の推進
社会福祉協議会の取組	◆地区別社会福祉協議会説明会の実施 ◆各関係機関開催会議への積極的な参加 など

(3) ボランティア活動への支援の充実

市の取組	◆老人クラブ連合会、各単位老人クラブによる地域貢献活動への支援 ◆公民館、地域交流センター活動の活性化 など
社会福祉協議会の取組	◆ボランティア養成研修事業の実施 ◆ボランティア体験プログラム事業の実施 など

基本目標4 安全・安心の暮らしの実現

安全・安心に生活できる環境をつくれます

(1) 一人ひとりの人権の尊重

市の取組	◆人権啓発の推進 ◆人権相談の実施 ◆人権教育の推進 ◆児童虐待等の防止事業の推進 ◆市民後見人の養成・支援 など
社会福祉協議会の取組	◆福祉教育の推進

(2) バリアのないまちづくり

市の取組	◆ユニバーサルデザインによる整備の推進 ◆再犯防止等の推進 など
社会福祉協議会の取組	◆啓発の充実

(3) 避難行動要支援者への支援

市の取組	◆避難行動要支援者支援のためのネットワークづくり
社会福祉協議会の取組	◆避難行動要支援者への支援

(4) 地域の防災・防犯体制の充実

市の取組	◆防犯に関する適切な情報提供 ◆自主防犯パトロール活動団体への支援 ◆子どもの安全確保の推進 など
社会福祉協議会の取組	◆災害への備え・災害ボランティアセンター設置訓練事業の実施

